

# 立教学院戦争責任論覚書

山田 昭次

## 第一章 戦争責任論・植民地支配責任論の観点から見た立教学院に関する歴史書の問題点

### 一 戦後の歴史意識とその克服の課題

アジア・太平洋戦争後に初めて書かれた立教学院史『立教学院設立沿革史』（立教学院八十年史編纂委員会編・刊。一九五四年。以下『沿革史』と略称）には、立教学院にとつてのアジア・太平洋戦争の意味が次のように記されている。

「昭和二十年八月十五日、我が国が無条件降伏をしてから、国内事情が一変したばかりでなく、いろいろ驚異的な変革が行われたが、この間にあつて恵まれたのは、わが立教学院である。第二次世界大戦中は、米

国と特殊な関係があつた学校として、更にキリスト教を背景に持つた東都における唯一の大学であるために、軍部と官僚から、あらゆる迫害を蒙つた。そして、閉校の一歩手前まで追い込まれたが、戦後民主主義の風潮が興隆するに従つて、茲に一大進展を見るに至つた。」（一〇三頁。傍線は引用者。以下同様。）

ここに見られるのは、日本人を戦時期日本国家の被害者とのみ考える戦後日本人の典型的な歴史意識である。ここには日本人が日本国家の被害者になつた結果、日本人はアジアの民衆に対する侵略に加担させられたことが見落とされている。また日本人民衆内部にも加害——被害関係はある。

満州農業移民団の小学校長だった後藤藏人は、ソ連軍

の満州攻撃開始後に移民の子供や婦人が飢えや病で次々と死亡していった苦難の回想録の後書きに次のように書いた。

「わたしは、この記録を書くにあたって、わたしの書くことはあの難民の悲惨さ（中略）を明らかにすればそれでいいのだと思つていました。（中略）ところが、書きすすむうちに屍たちは、『なぜわたしたちはこんなためにあわなければならなかつたの』『なぜ戦争なんか始めたの』と問い合わせてきました。娘の屍は、『お父さんはどうして満州なんかにいったの、戦争はとめられなかつたの』とわたしをなじるようになります」

（中略）わたしは自分の生き方のすべてについて問いつめられました。自分も『被害者』であるとばかり思つていてましたが、わたしは他民族にたいしてばかりか、同胞に対しても、そして自分の娘にたいしても『加害者』であったことを身をよじりながら認めざるをえませんでした。」<sup>(1)</sup>

著者は師範学校出身者で、社会主義や唯物論の研究会に参加して治安維持法違反の容疑で逮捕されたことのある人物である<sup>(2)</sup>。歴史的状況を判断する能力をもつ知識人でありながら、植民地満州に来て中国人のみならず、我が子や同胞を犠牲者にした責任を問うたのである。著

者の歴史的反省はすぐれたものである。しかしこの回想録も一九七〇年代に入つてからの產物であり、良心的な日本人ですら戦後このような深い歴史的反省に到達するには長い歳月を要した。そのことを考えれば、一九五四年に刊行された『沿革誌』に後藤の水準の深い反省を求めるのは酷であろう。したがつて問題は『沿革誌』に示された、日本人を単純に被害者としてのみとらえる戦後日本人に共通する歴史意識が立教学院史認識でその後克服されていったのかどうかということであろう。この章ではこの点を検討する。なぜならば、侵略戦争への協力をやむをえなかつたと簡単にいいきつて、戦争に至る道の阻止を模索しなかつた自己の責任を棚上げした戦後の歴史意識の克服が戦後責任を果たす第一歩であるからである。

## 二 「神と国のために」の歴史的評価の問題

そこで順次立教学院に関する歴史書に現れた歴史意識を検討してみよう。

『沿革史』に次いで編纂された立教学院史は、一九六〇年に刊行された立教学院八十五年史編纂委員会『立教学院八十五年史』（以下『八十五年史』と略称）である。同書には、立教学院が日本国家の被害者であつた面と、そつとは単純には言えない面が現れている。同書には宗

教教育を禁じた一八九九年の文部省訓令第一二号によつて立教大学、立教中学校とも束縛され、とくに戦時下軍部は宗教学校、殊にキリスト教主義の学校に訓令十二号の厳守を要求したので「法令による学校として、その要求通りにしたことは止むを得ざるの处置であつたと見ることは否み難い。」と記されている（一一一頁）。

訓令一二号は擬似宗教としての天皇制を浸透させるためのものである。しかし立教学院は宗教教育の自由を奪つた天皇制イデオロギーの囚人だつたことが本書に記された敗戦直後「御真影奉還」の仕方に現れている。

「昭和」二十年八月大東亜戦争終結となり、大学は進駐軍の検閲を受け、御真影を廃棄すべきことの直接の指令であった。大学当局は之を宮内省に返還する事の諒解を求めたが、即刻実行すべき命令であつた。然るに返還には当時まだ夫々の手続きを要するので、進駐軍が手づから之を廃棄するの舉に出づべきを虞れ、當時の三辺総長は已むなく一旦自宅に奉安し、一室を整備し鄭重に保管し、宮内省への手続を終えて之を奉還した。（一五四頁）

立教学院首脳部が「御真影」をこのように格別に鄭重に扱つた態度は、宗敎教育を侵害する天皇制国家に対しうきちゃんと対決できていなかつたことを示している。立教学院の建学の精神を表現したとされる標語「神と國の

ため」の「國」とは一体何だつのか。

『八十五年史』も、一九三九年一〇月二九日に近衛師団長東久邇宮稔彦が立教中学校の軍事教練査閲に来た際に、立教中学校長小島茂雄が「本校に於ては『神と國とのため』を標語として一向吾国中堅国民の養成に努力して居ります。而して『國のため』とは、吾国ではその建国の歴史が明瞭的確に示す如く『皇室のため』と全く同一義であります。（中略）吾国に於ては『皇室のため』と『國のため』と『神のため』とは三位一体同一不二であります。」と述べた言葉を引用している（一四四頁）。つまり小島にあつては「國のため」とは「天皇制國家のため」と同義語だつた。本書はこの小島の言葉を評して「今日虚心坦懐な心持ちを以て読むと多くの矛盾を見出さるのである」と述べている（一四五頁）。しかし「神と國のため」という標語についての小島の解釈は、立教学院やその設立者である日本聖公会の思想の主流から逸脱したものなのか、共通するものなのか。この点を本書は解明してない。しかし「御真影」奉還に際してのその鄭重な扱いは天皇制国家に対する忠誠心の表現であり、小島の思想が立教学院の主流から逸脱したものとは見えない。

立教大學經濟學部助手野沢善雄（一九四一年一二月経済學部經濟學科卒業）は、一九四六年一一月二五日付

『立教大学新聞』に掲載した「『神と国とのために』——実践によつて裏づけられた理論——」で「神と国のために」が戦争協力の役割を果たしたこと次のように批判した。

「『神と国とのために』立教精神を象徴するこの言葉は、

私が学生生活を送つた時代も、そして太平洋戦争そして民主主義化が課題とされる現在も、なつかしい校舎のあちらこちらに掲げられ、立教に学ぶ若人の指導標としてあふがれてゐる。このシンボルは永久不变の真理であらうか。若人は『国のために』『神のために』といふ言葉に駆り立てられて戦場におもむいた。そして幾多の若人は異国の土にうづもれ、また多くの人々は落莫の心を抱いて薦青き塔の下に帰つてきた。その時若人の心にしめてゐたのは懷疑と虚無であつた。若人が『神と国とのために』と思ひ、男々しく戦つた。戦ひは侵略者どもの、天皇制軍閥、財閥、官僚の『神と国とのため』の戦ひであり、そして学徒はそれへの絶対的盲従を強ひられ、その手先に駆り立てられたのであつた。」

この野沢の批判は不当であろうか。立教学院チャペルには戦没者名を刻んだタブレットが掲げられている。『立教学院学報』第五卷秋季号（一九三九年一一月）によると、このタブレットは当時は「名誉の戦死者記念牌」と呼ばれた。このタブレットの除幕式が行なわれたのは

一九三九年六月一日である<sup>[3]</sup>。このタブレットには「名誉之戰死者」という文言と「人その友のために己の生命を捨つる之より大なる愛はなし」という「ヨハネによる福音書」第一五章第二三節の文言が刻まれている。

いうまでもなく、「名誉の戦死者」という呼称は天皇のために戦死することを名誉とする靖国神社の思想に基づく呼称である。靖国神社への天皇の「親拝」、とくに一九三八年以後春秋二回の臨時大祭への毎回の「親拝」は、戦死の「名誉」を裏づけようとしたものである。大江志乃夫は靖国神社の思想的・政治的機能を規定して「戦争による犠牲者を国民に対して悲劇であると感じさせることなく、むしろ逆に栄光であり、名誉であると考えさせるようにしむけた存在が靖国神社であつた」と述べている<sup>[4]</sup>。一九三九年につくられて大流行した「九段の母」の第二節は「空を衝くよな大鳥居／こんな立派なお杜に／神とまつられもつたいなさよ／母は泣けますうれしさに」と、大江が指摘する靖国神社の機能を簡潔に表示している。

戦死者を神として祀り「名誉の戦死者」とか「英靈」とか讃えるのは、「兵士を安んじて死地に赴かせることができるものからである」<sup>[5]</sup>つまり、戦死を意義あるものと讃えることは後に続く者を戦場に駆り立てることになる。聖書の言葉によつて戦死を友のための死と讃えるこ

とも同様である。これは天皇制国家のための戦死を賛美する靖国の思想にキリスト教が癒着したことの意味しよう。

立教学院総長ライフスナイダーは一九四〇年の年頭メッセージで標語「神と祖国の為」の内容を犠牲の精神と解釈し、「殊に、大君と国に一切をささげ、我が生命をも惜しまず国家的聖戦の目的貫徹のため第一線に出て奮戦活躍してゐる我が同胞のために」犠牲の精神をもつことを全学生、全校友に求めた（全文後掲）。これは立教学院が靖国の思想に同調していたことを示す。したがつて「神と國のために」という標語が若人を戦場に駆り立てたという野沢の批判を不当だとはいえないだろう。

『八十五年史』は、ライフスナイダー総理が「神と國の為」という標語を表示した徽章の意味を雑誌『築地の園』第二八三号（一九二六年一月）で説明したことを記した（二二七一一二八頁）。そして本書はこの標語の意義を次のように評価した。

「國家の發展を神の意図に添はしめる事はクリスチヤンの念願でなければならぬ。故に教育機関たるものは『神と國家とのために』に奉仕するを理想とすべく、立教学院が斯の言葉を標語とした事は、永く我等の理想を明徹するに適切なるものと信する。」（一二八頁）。

一九七四年に刊行された海老沢有道編『立教学院百年史』（以下『百年史』と略称）にはこの標語に対する次

のようない評価がなされている。

「歴史を支配し給う神、人類史を神の愛による救拯史と信するキリスト教信仰に基づく限りにおいて、また神の國を地上に実現しようとするキリスト教の究極的目的において、立教の建学の精神はまさにこの短い標語の中に集約され、楯の徽章もまたそれをよく圖案化して表示したものと云える。」（三三三二頁）

しかし大切なことは、この標語に対する学院史の筆者の解釈ではなく、どのような歴史的背景の下でこの標語がつくられ、とくにアジア・太平洋戦争の時期にこの標語がどのような意味をこめられて使われたのかを検討することであろう。にもかかわらず、この点に関する検討は、『八十五年史』、『百年史』、一九九六年に刊行された最も新しい立教学院百二十五年史編纂委員会編『立教学院百二十五年史』（以下『百二十五年史』と略称）資料編第二卷でもなされなかつた。

### 三 軍事教練反対運動に対する立教大学当局の抑圧

一九二五年から陸軍現役将校が大学、中学に送り込まれて軍事教練が実施された。

『八十五年史』にも『百年史』にも、配属将校を通じて軍が学院の自由や自立性を奪つていったことが記され

ている。『百年史』には「立教大学新聞学会」の学生たちが軍事教練反対に立ち上がったことも記されている（三二二二頁）。しかし、学生が反対した理由や、また大学当局がこの反対運動を押さえ込んだことは記されてない。

学生の反対の理由は、立教大学新聞、早稲田大學新聞、帝国大学新聞の軍事教練反対の一九二五年一月一〇日付け共同宣言に「軍事教練と、教育はそれが有する機能上相対立するものにして、一は命令に対する絶対服従の精神を涵養するを以て主要目的となし、一は真理の探究に於て自主的精神の涵養を目的とするものである。而かも尚これを並行せんとするは、理論上到底不可能事」<sup>(6)</sup>と記されている。つまり、両者は矛盾するものであるということが反対の理由であった。

だが、立教大学当局はこの共同宣言を掲載した一九二五年一月一五日付け『立教大学新聞』を発売禁止にして新聞全部を押収した<sup>(7)</sup>。上記の三大学新聞学会が一月一三日に報知講堂で開いた「学術研究擁護講演会」に立教大学教授星島茂は講演のために出席の予定だったが、立教大学の杉浦学長は速達を以て星島教授に対し、講演に出るならば即日大学を去らねたい旨を申し送<sup>(8)</sup>つた。新聞記者に対しても杉浦貞一郎学長事務取扱は次のように答弁した。

「軍事教練は熟考の上決定してゐるのに学生が反対するのはよろしくない。過日反対のビルを校内で撒いた学生を招いて反対の余地なきものと認めるから軍教は実行することに決した、もし反対するなら相当の警戒を加へるからと了解を求めた時、学生はよく納得したのに、十五日号の新聞にまたしても反対の辞を掲載したので一時差押へたのである。」<sup>(9)</sup>

しかし学生は納得したのではない。むしろ軍事教練を受け入れる大学の体質そのものに疑惑を向けたようである。一九二五年一月一五日付け『立教大学新聞』には、弁論部、新聞学会主催の「大学教育批判演説会」が一月七日午後一時から立教大学二四番教室で開催する広告が掲載されている。この演説内容を記した史料は発見できなかつた。しかしこの一月一五日付け『立教大学新聞』に掲載された「論説 軍事教育の撤廃を叫ぶ」は、立教大学新聞学会の学生が訴えたかつたことが表現されていると思われる。この論説は、まず軍事教育問題が「小樽高等商業学校の無智なる一軍事教官のなしたる想定より忽ち全国的大問題化した」こと<sup>(10)</sup>を述べ、さらに絶対服従を要求する軍事教育と疑問・懷疑に出発する真理探求は両立しないと主張した。

次いで軍事教育の目的を次のように指摘した。

「我が國の資本主義が既に行詰りの状態にあり、而も之

を開する方法は只、労働賃金の低下と新植民地の略奪以外に無い事は吾人が既に機ある毎に叫び来つた所である。軍事教育は即ち平和思想の撲滅、盲目的愛国心の強要。是によつて先づ将来の輿論を形成すべき知識階級を軍国主義化し以て國を挙げて資本主義擁護の無益なる戦争の渦中に引き込まんとする企てと称すべきである。資本主義最後の段階である帝国主義は今や其の魔手を延ばして大学の生命を絶ち大学生を軍閥の傀儡たらしめんとしつゝある。」

そして大学の行政、教育に對して学生が發言する正当性を次のように主張した。

「最後に吾人の最も遺憾とするは本大学當局が反対意志を表明せる本学会に對して示されたる態度である。『大學の行政に對して学生は嘴に入るべからず』とか、「大學當局の意志に反する行動を執る学生は放校する」と云ふが如き極めて無責任なる發言を輕々にされる事は、吾人の返すがえり遺憾とする所である。吾人は專政治下の奴隸ではない。一個人格を有する大学生である。大學當局の处置に不満あらば、飽まで正義を叫んで下らざる事を此處に誓ふものである。」

この論説はマルクス・レーニン主義丸出しの見解である。これが新聞學会を一般学生から遊離させ、運動の基盤を狭めたものと思われる。こうした欠点があるにせよ、

ここに予見されたように、配属將校による教育や研究への侵害が進展したことは『八十五年史』も『百年史』も力説するところである。またこの論説は大学の運営や教育内容に關して批判や要求することの可否という、大学と学生の關係に關する本質的問題を提起したことも注目すべきだろう。

新聞學会所属の学生の予見の正しさはここにとどまらないかった。新聞學会に所屬した陶山俊介（一九二七年商学科卒業）は<sup>10</sup>、一九三一年に執筆した「軍教反対運動を想起す」と題する文章で満州事變が第二次世界大戰を呼び起し大日本帝國の敗北をもたらすことを見通した發言をした。それは次のような發言である。

「思ふに満州事變は最早日支の小争に止まる事を得ず正に第二の世界戰争をじやつ起する可能性を次第に示し始めて居る。今日の狀態の如く軍部が外務省も新聞に代表されて居るいはゆる輿論をも引きずつて國際連盟に反抗し続けるならば、日本はやがてドイツ帝國の二の舞をなさねばならなくなるであらう」<sup>11</sup>

軍事教練反対運動を鎮圧した立教大學當局はどのような歴史的見通しを持っていたのだろうか。後に示すように、立教學院首腦部はキリスト教は天皇制國家にとつての危険思想の抑止力と主張していたから、マルクス・レーニン主義的思潮に立脚した學生運動を軍事教練よりも

警戒したのではなかろうか。ともあれ、軍事教練反対の学生運動を抑圧した史実は、立教大学当局を単なる被害者ではなく、学生に対する加害者であったことを示すものである。しかし『百二十五年史』がこの立教大学当局の軍事教練反対運動抑圧に関する史料を掲載するまでは、このことは知られてなかつた。小論では『百二十五年史』でも十分に明らかにしえなかつた教練反対運動をした学生側の歴史認識をここに提示した。

#### 四 植民地認識の欠如

『百年史』では、一九四一年に立教大学経済学会が実施した『立教大学学生生活調査報』による調査対象一四五名中、朝鮮出身者が五・二%で、東京出身者に次いで第二位であることを根拠として「これは立教大学がキリスト教的世界観・人間観の下で民族的偏見なく受け入れたことによるのである」と述べられている（三六八頁）。しかしこの評価は朝鮮人学生がなぜ日本に留学せざるを得なかつたかについての認識の欠如からなされたものである。朝鮮では一九二二年の第二次朝鮮教育令によって初めて大学制度が認められた。その結果、一九二四年に京城帝国大学予科が発足し、一九二六年に学部が発足した。しかし同大学の全学生中に占める朝鮮人学生の比率は一九三〇年代末期までは三〇%代にとどまり、

これが四〇%になつたのはようやく一九四一年のことだつた。入学試験に形式上の差別はなかつたが、入学試験が日本語で行なわれた結果、語学負担が朝鮮人学生のハンドイキャップとなつてこのような結果になつた。<sup>[13]</sup> 朝鮮人による専門学校の大学昇格運動もあつたが、朝鮮総督府は昇格を否認したので、昇格運動は挫折した<sup>[14]</sup>。結局、大学に進学しようとする朝鮮人の多くは日本に留学せざるを得なかつたのであつた。

『百年史』は日本人学生の学徒「出陣」には言及しているが、本文で朝鮮人学徒の学徒「出陣」には言及していない。本書に引用されて田辺弘の手記が朝鮮人学徒「出陣」に言及しているのみである。

#### 五 本章のまとめ

戦争責任や植民地支配責任の觀点からみた『沿革誌』、『八十五年史』、『百年史』の問題点は、『百二十五年史』資料編、第一巻でいくらか改善された。すなわち、『百二十五年史』では、学生の軍事教練反対に対する大学当局の抑圧に関する史料を掲載した。また一九四三年三月四日に大学の生活指導部が朝鮮人学生との懇談会を開催して「時局」への協力を求めた史料や朝鮮人学徒「出陣」の聞き書きを掲載した。こうして立教学院を単純に戦時期日本国家の被害者と見る一面性から脱却し始めた。し

かし「神と国のために」という標語が戦時期にどのように機能したのか、ということは解明できなかつた。朝鮮人の実態の解明も彼らの学徒「出陣」を除けば全くなされなかつた。

総じていえば、これまでの立教学院史の歴史叙述は立教学院の首脳部にのみ焦点があてられることが多く、学院当局に対する学生の批判や朝鮮や台湾など植民地出身学生の苦しみに目を向けることが少なかつた。こうしたことから、戦争責任の自覚を遅らせた原因であろう。小論は、以下『百二十五年史』でも取り上げられなかつた戦争責任にかかる問題を史料の提示を通じて明白にし、今後検討すべき問題を提起したい。

- (1) 後藤藏人『満洲・修羅の群れ—満洲開拓団難民の記録』太平出版社、一九七三年、二五七頁
- (2) 後藤前掲書、四三頁、二五九頁
- (3) 永井均・豊田雅幸「立教史発掘 戦時下の慰靈祭」立教学院戦没者をめぐって『立教』第一七五号、二〇〇〇年一二月、七五頁
- (4) 大江志乃夫『靖国神社』(岩波新書) 岩波書店、

一九八四年、一九〇頁

村上重良『靖国神社』(岩波ブックレット) 岩波書店、一九八六年、二二頁

(5) 『立教大学新聞』一九二五年一月一五日(『一二五年史』資料編、第一巻、三九七頁に収録)。なお、読みやすくするために引用文の句読点を追加した。以下同様。

(6) 『教育週報』第二七号、一九二五年一一月二一日(『一二五年史』資料編、第一巻、三九八頁に収録) 『報知新聞』市内版第三版、一九二五年一一月一四日

(7) 『東京日日新聞』一九二五年一一月一四日(『東京日日新聞』一九二五年一一月一四日) (8) 『東京日日新聞』一九二五年一一月一四日(『東京日日新聞』一九二五年一一月一四日)

(9) 一九二五年一〇月一五日、小樽高等商業学校の配属将校が、学生の野外演習に際して、無政府主義者が「不逞鮮人」を扇動し、震災に乗じて小樽・札幌両市を全滅させようとしているので、学生たちは在郷軍人団と協力してこの敵を絶滅するという「想定」を与えた。このため同校学生の社会科学研究会は小樽港の朝鮮人仲仕や日本人労組と共に抗議運動をした。

(10) 一九二五年一一月一五日付け『立教大学新聞』に掲載された無署名の「論説 軍事教育の撤廃を叫ぶ」は陶山俊介が執筆したものであろう。一九二五年一月

月二〇日付け『立教大学新聞』に掲載された陶山の論文「我国に於ける資本主義の一展開」は、日本資本主義が行き詰まりを打開する方法は「ただ二つしかない。一は万難を冒しても労働賃金を戦前まで引き下げる事であり、一は鉄石炭石油等の原料を産出する領土を征服する事である」、この戦争を遂行するには「輿論の中心を形づくるべき青年学生を軍国主義的に教育する事である。」という。この趣旨は「論説 軍事教育の撤廃を叫ぶ」の趣旨と一致する。なお、陶山は立教大学社会科学研究会の中心会員でもあつた（菊川忠男『学生社会運動史』海口書店、一九四七年、二二九頁）。

(12) 『立教大学新聞』一九三一年一一月一九日

(13) (12) 阿部洋「日本統治下の朝鮮の高等教育——京城帝国大学と民立大学設立運動をめぐって——」『思想』一九七一年七月、七二一七三頁

(14) 阿部洋前掲論文、七四一七五頁

## 第二章「神と国のため」と戦争責任

### はじめに

日本政府は一九四〇年に「東亜新秩序」構想をさらに拡大した「大東亜共栄圏」構想を提示し、この実現のために天皇制イデオロギーによる国民統合の強化を図つて紀元二千六百年祝賀行事を展開させた。この章ではまず日本聖公会、立教学院がともにこの年に「神と国のため」ないしは「神と祖国のため」を強調した史実を提示し、この標語が右の状況のなかで果たした機能を検討する。次に研究史を振り返りつつ、この標語の発生の出発点に遡つてこの標語の歴史的意味を検討する。

### 一 紀元二千六百年祝典と「神と祖国のため」に

一九四〇年一月二八日付け発行の『立教学院学報』第六卷第一号には立教学院総長シ・エス・ライフスナイダーの「新年の辞」が掲載された。彼が『築地の園』第二八三号（一九二六年一月三〇日）に発表した一九二六年頭メッセージ「神と国の為」（*Pro deo et patria*）の主要な部分は『八十五年史』、『百年史』に紹介され、また『百二十五年史』資料編第一巻にはその全文が掲載された。しかし彼の一九四〇年の年頭メッセージは立教

学院に関する歴史書や論文でも言及されたことがない。しかし一九四〇年の年頭メッセージとこれをめぐる立教学院や日本聖公会の動向は、中国をはじめとする東アジアに対する戦争責任を考える上で眼をつぶってはならない内容を含んでいる。したがつて一九四〇年の年頭メッセージの全文を以下紹介する。

### 「新年の辞」

立教学院総長 シ・エス・ライフスナイダー  
國民的緊張の當今の大時局にあつては、凡ての忠良なる市民又「神と祖国の為」といふ立教の理想に忠なる我が学院の全學生・全校友は、必ずや犠牲の精神をもつて新年を迎えるに相違ないと我儕は信ずる。

犠牲の精神といふ此のうちに含む意味は極めて高貴なものだ。此は社會の弱者の利福鴻益のため我が家を「與へん」とし、その爲に多くを「負はん」とする決意を意味する。同胞を高め、同胞を力づけるために我が一身上の便益慰安を割譲することを意味する。殊に、大君と國とに一切をささげ、我が生命を惜まずに國家的聖戰の目的貫徹のため第一線に出て奮闘活躍してゐる我が同胞のために以上の決意を斷行することを意味する。

嚴たる物資の統制、凡ての精神的なものの深き涵養、眞の靈的な威力の發揚、是等が必要な事は日本の有史

以來、今日の如く痛切に感ぜらるる時は未だ曾て無い。我が學院は新しい年頭に立ちて、忠なる全學生・全校友に呼びかけて此の大責任を果さしめんと欲し、此の大特權に與からしめんと欲する。榮光ある立教の校旗に輝やく偉大な理想が—『神と祖国の為』といふ此の偉大な理想が、皇紀二千六百年紀念の此の年に際し全學生・全校友の生活に於て實現せらるべきことを促がさんと欲する。

此の千載一遇の秋に當り諸君の祖國は、諸君が新東亜建設のために一心合體しての諸君の協力を要求する。諸君の母校も亦等しく諸君がその爲に決然たる覺悟を以て其の招致に應じて喜んで、奉仕と犠牲を行はんことを要求する。天佑は諸君に負はされてをる任務を成功を以て果さしむることを我儕は確信する。」このメッセージでライフスナイダーは「神と祖国のため」という標語の内容を「犠牲の精神」と解釈し、この犠牲の精神が「皇紀二千六百年」を迎えたこの年に実現されることを促したいという。その犠牲とは、具体的には「祖国」が要求している「新東亜建設」に協力することである。ここでいう「新東亜」建設とは、後に説明するように、日本政府のいう「東亜新秩序」つまり全中國日本の支配圏への組み込みを指す。母校立教學院は、紀元二千六百年に當たつて「祖国」の「東亜新秩序」建

設への協力要求に喜んで応ずることを全學生と全校友に要求するというのが、このメッセージの趣旨である。つまりこれは立教學院の名で「神と國のため」という標語によつて日本國家の全中國從屬化構想への協力と獻身を校友と学生のすべてに呼びかけたものである。これは立教學院だけの方針ではなく、日本聖公会の態度でもあつたのである。このことは後に論証する。

だが、ライフスナイダーはこの年の一〇月四日の立教學院第三五回理事会で理事長および総長を辞任し、理事松井米太郎が推薦されて理事長に就任した<sup>(1)</sup>。一月五日の第三六回理事会では松井は全理事に一致協力を求めて次の「誓詞」に同意を求めた。

#### 「誓詞」

我等理事一同ハ現下内外ノ情勢ヲ稽へ教育報國ノ任務愈重大ナルヲ認識シ茲ニ態勢ヲ新ニシテ出發セム  
トスルニ方リ衷心立教學院創立者ノ理想ヲ銘記シ基督教的精神ヲ持シテ滅私公ニ奉ジ誠心事ニ膺リ神ト  
國トノ為ニ協心戮力セムコトヲ誓フ

皇紀二千六百年十一月五日

これに松井理事長をはじめとして八名の全理事が署名した<sup>(2)</sup>。「内外の情勢」とは「大東亜共榮圈」建設とそのための天皇制イデオロギーによる国民統合の強化を必要とする情勢を指すのであろう。この「誓詞」はこの情勢

に対応する「教育報国」をするために、キリスト教精神に立つて滅私奉公することを「神と國のため」という標語の下で誓つたものである。結論を先取りすれば、これは松井が紀元二千六百年祝典の年に当たつての日本聖公会の方針を立教学院に持ち込もうとしたものと思われる。そこで第二節と第三節で一九四〇年頃の日本聖公会とその幹部松井米太郎の動向を明らかにしたい。

## 二 紀元二千六百年祝典と日本聖公会

「今や皇紀二千六百年を迎えて國運は神武天皇の當時に比して幾百倍の發展を見たると同時に、艱難も亦幾百倍に重加したるを忘る可らず。東亜新秩序の建設はかのかみの大和平定に比して幾十倍の險道難路を前途に控へるを思はざるべからず。洵に皇紀二千六百年は歓喜祝福するよりも、一段の□〔緊〕張努力を要する時と知る可きなり。」

これは一九四〇年一月五日付けの日本聖公会の機関誌『基督教週報』（第七九卷第一七号）の巻頭の「一週一題」の欄に掲載された「皇紀二千六百年を迎ふ」と題する論説の一節である。紀元二千六百年を迎えて「東亜新秩序」建設に一段の努力が必要だというのが、その趣旨である。ここでいう「東亜新秩序」とは、一九三八年一月三日の政府声明が言う「東亜新秩序」を指す。この政府声

明は「東亜新秩序」を説明して「日滿支三国相携へ、政治、経済、文化等各般ニ瓦リ互助連環ノ關係ヲ樹立するを以て根幹」とするものと説いた上で、中國国民政府に對して「從來ノ指導政策ヲ一擲シ、ソノ人的構成ヲ改替シテ更生ノ実ヲ挙ゲ、新秩序ノ建設ニ來タリ參スル」とを要求した<sup>(3)</sup>。つまり「東亜新秩序」とは共産党との統一戦線によつて抗日戦争を行なつてゐる国民政府を分裂・屈伏させ、満州を含む全中国を日本の支配の下に置こうとするものだつた。この年の七月二六日には「基本國策要綱」が閣議で決定された。「東亜新秩序」構想はこれによつて「皇國ヲ核心トシ日滿支ノ強固ナル結合ヲ根幹トスル大東亜ノ新秩序」、つまり「大東亜共榮圏」構想にまで拡大された<sup>(4)</sup>。

文部次官はこの年の二月一五日付で日本聖公会に左記の項目の実行を要求した。

「一、詔書、内閣告諭ヲ機関誌等ニ掲載スルコト

一、國体ノ本義ヲ益々明カニスルコト

一、神武天皇ノ御創業ノ意義ヲ闡明スルコト

一、持久ノ精神力ヲ培フコト

一、今次支那事變ノ意義聖戰ノ目的ノ闡明ニ努ムル

一、協力的風潮ヲ益々作興シ特ニ社會ノ指導的地位

ニ在ル者ハ率先奮起シテ和衷戮力ノ実ヲ示スコ

ト

一、戦時生活ノ推進ニ努メ、実践綱ヲ単位トシ簡素  
生活ノ実践運動ヲ強力ニ実行シ以テ時艱ヲ克服  
スルコト」<sup>(5)</sup>

ここに紀元二千六百年祝典で日本国家が何を狙つたか  
が明らかにされている。要するに祝典は天皇制イデオロ  
ギーの浸透の強化と、日中戦争の聖戦化によつて、日中  
戦争遂行に国民を統合・動員しようとするものだつた。  
前記『基督教週報』の論説は文部次官の要求に先だつて  
その要求内容に沿つた趣旨のものになつていたと言えよ  
う。

この年の一月一〇日から一四日にかけて各地で紀元  
二千六百年記念行事が奉祝会、提灯行列、旗行列、音楽  
行進・花電車運転など多彩な形で行なわれた。

日本聖公会もこの祝賀行事を積極的に行なつた。紀元  
節の日である二月一一日には東京教区では芝区榮町聖ア  
ンデレ教会で松井米太郎監督の司会により皇紀二千六百  
年記念奉祝大礼拝が行なわれ、松井は「神と祖国のため」  
と題して説教を行なつた。大阪教区では大阪プール高等  
女学校清心館で、神戸地区ではミカエル教会で、九州地  
方部では小倉聖堂で、北関東地方部では各教会毎に記念  
礼拝式が行なわれた。<sup>(6)</sup> 二月二日には奈良県八木教会で

皇紀二千六百年信徒大会が行なわれた<sup>(7)</sup>。四月三日の神  
武天皇祭の日には立教学院チャペルで北関東地方部の皇  
紀二千六百年記念信徒大会が行なわれ、南東京地方部の皇  
それは横浜市山手町クリスト教会で開催された<sup>(8)</sup>。一  
〇月一七日の神嘗祭の日に青山学院で皇紀二千六百年全  
国基督教信徒大会が開催された<sup>(9)</sup>。「聖公会側では東京教  
区監督松井米太郎師を委員長として任命せる各部の委員  
と教務院を中心に、夫々緊密なる連絡をとつて之又準備  
に万全を期し」た<sup>(10)</sup>。この大会の顧問に名出保太郎、松  
井米太郎、佐々木鎮次など日本聖公会最高指導者が就任  
した<sup>(11)</sup>。

紀元二千六百年祝典に際しては「神と祖国のため」が  
日本聖公会の標語ともなつた。『基督教週報』第七九巻  
第二二号（一九四〇年二月九日）の巻頭の論説「神と祖  
國の為」で八代斌助は「今や皇紀二千六百年、我ら聖公  
会の標語『神と祖国の為』は、如何にも力強く我らに  
響くものがある」と述べた。また前述のように東京教区  
の記念奉祝大礼拝で松井は「神と祖国のため」と題する  
講演を行なつた。ライフスナイダーが年頭の辞で「神と  
祖国の為」を説いたのも、松井が立教学院全理事に「神  
と祖国のため」の誓詞に対する誓約を求めたのも、日本聖  
公会の紀元二千六百年祝典への大々的な取り組みを背景  
としたものであつた。

松井は紀元二千六百年祝典の指導者であると共に、中國伝道の中心人物だった。そこで次節で松井の中國伝道の意味を検討したい。

### 三 日本聖公会東京教区監督松井米太郎の中

#### 國傳道

日本聖公会の満州教会設置は一九一三年の大連聖公会の組織をはじめとする。一九二八年にはここに新聖堂が完成して献堂式が挙行された。これを機会に中華聖公会北京監督ノリス監督、日本聖公会東京教区監督松井米太郎、長老佐々木鎮次が來連して伝道問題を熟議した。ノリスと会同したのは、満州に管轄権をもつ彼の了解を得ない日本聖公会は満州伝道ができないからであろう。その結果、日本聖公会満州ミッションが組織されるにいたった<sup>(1)</sup>。満州ミッションは「満洲在住の凡ゆる日本人聖公会員を会員として網羅し、各教会間の連絡を取り伝導をも援助する目的」のもので、名譽總裁ノリス、總裁は松井だつた<sup>(2)</sup>。ついで一九一九月、奉天に<sup>(3)</sup>、一九三二年には「新京」に日本聖公会が成立した<sup>(4)</sup>。

松井は「満州國成立の動機や手段方法はどうであつても、すでに成立つてゐる今日、我が國民も満州人も一致して立派に作り上げねばならない」という<sup>(5)</sup>。おそらく松井は日本の傀儡国家としての「満州國」樹立に対する

批判を聞いたのだろう。しかし松井はそれには眼をつぶつて既成事実の上に立つて伝道を進めようとしたのだ。

松井は一九三八年四月の日本聖公会第一九回総会の決議に基づいて日中戦争が開始後一年余の後の一九三八年八月一五日に東京を出発し、敦賀で神戸聖ミカエル教会牧師八代斌助と合流して北満、華北に日本軍慰問と中華聖公会訪問のために旅行をし、九月一六日に東京に戻つた<sup>(6)</sup>。しかし華北伝道のための調査と言う目的も当然あつた。八代は帰国後の一一月二日、松井監督聖別十周年記念東京教区青年会連盟修養会で「支那伝道について」と題する講演を行なつた。八代はこの講演で「今支那人が我らと心から手を握ると云ふことは不可能なことがあります。実際に支那人の中の誰かが今日日本人によつて殺されてゐるからであります」と、伝道の困難さを述べた<sup>(7)</sup>。それではどのように伝道したらよいのか、彼は次のような意見を披露した。

「軍が文部省を通じて基督教側に伝道を從にして病院、学校、其の他の社会事業を主にして呉れるやうにと言つて來たのであります。が、（中略）實際行つてみて伝道を從にして社会事業をやつてくれとの軍の意向は尤もだと思ふのであります。（中略）

軍部が伝道を先にせず医療、社会事業を先にして呉るやうにと云ふのは、必ずしも軍の傀儡となつてその

意の赴く儘に行動すると云うことを意味するのでないと思ひます。兎に角伝道々々といふら叫んでも日本人に反感を有してゐる支那の状態をどうするかと云ふことです。然し如何に彼等の反日意識が強烈であつても、日本の薬、医者に対する満腔の信頼を懸けてゐるのあります。我等クリスチヤンには彼等を救ふ義務があるのです。過去七十年に亘つて我国に於けるクリスチヤンの奉仕は之を示しています。この場合軍の意向をそのまま、排斥する必要を少しも認めないのであります。むしろ望ましいことと考へてよいのであります。

八代はまた彼の著書『東亜新秩序の建設とキリスト教』（聖公会出版社、一九四〇年）では、「我らのなすべきは、彼ら先進国民（英米のキリスト者——引用者）に優つて、支那民衆の為に生命を捧獻するの偉業でなければならぬ」、これが日本に対する中國民衆の「一片の反抗心一抹の不安拭い去らしむる所以のものだ」という（二九頁、三四頁）。八代は日中戦争下の中国人から心服を得ることを重要な課題と考えたのである。実は日本聖公会自身が中国人の心服を得ることを軍とは違う自己固有の任務と考えたのである。一九三八年一〇月一四日付け『基督教週報』（第七七卷六号）巻頭に掲載された論説「対支工作」は「武力を以て蔣政権を叩付けることは出来よう。然し心服を求めるることは出来ない」として心

服工作を「我邦基督教徒の重責」とした。また同年一月一日付同『週報』（同卷第一〇号）の巻頭に掲載された論説「新東亜の建設と公会の使命」は、「新東亜の建設は吾民族に課せられた使命である」と言い切り、ここに「東亜伝道の公会の使命」を置いた。松井、八代が志向する中国伝道とは「東亜新秩序」建設のために中国民衆の心服を得るためのものだつた。日本聖公会がもつナショナリズムは「満州国」建設をはじめとする天皇制国家の対中国侵略を積極的に支持した。

#### 四

#### 「神と国のため」の標語の成立期からその性格を考える

##### —従来の研究をふりかえりつつ—

以上検討したように、一九四〇年には立教学院の標語「神と國のため」ないしは「神と祖国のため」は日本聖公会の標語ともなり、紀元二千六百年祝典ならびに中国伝道の中心人物である松井米太郎によつてこの標語による立教学院全理事の誓約ともなつた。こうして「神と國のため」という標語は、日本國家が天皇制イデオロギーによる国民統合を強化して中国をはじめ東アジア侵略に向かう状況に見合つた内容になつたのである。

「神と國のため」がこのようなものに転落していく性格はその出発点から持つていたように思われる。ここで

この標語に関するこれまでの研究を参考にしながらこの点を検討することにする。

中沢治樹は「プロ・デオ・エト・パトリア—神と国のために—」（『チャペルニュース』第一九九号、一九七一年五月二十五日。以下、第一論文と記す）で「神と国のために」という標語の意味を再検討して新しくその意味を見出す必要を提起し、さらに「立教建学精神考—『神と国のために』をめぐって」（『キリスト教学』第一九号、一九七七年。以下、第二論文と記す）<sup>24)</sup>で歴史の中でのこの標語の意味を検討した。

中沢は第一論文でも第二論文でもこの標語の「国」に相当するラテン語の *patria* は権力機構である国家 state を意味するのではなく、民族共同体、すなわち英語なら country または *fatherland* を意味するという<sup>25)</sup>。しかし問題は紀元二千六百年祝典に際してのこの標語の使われ方に示されたように、パトリアの語義がなんであれ、立教学院がその時の歴史的状況のなかでパトリアにどのような内容をこめて使つたのかということである。中沢は第二論文でこの点を検討した。

中沢は『基督教週報』第三九卷第一四号（一九一九年六月六日）の巻頭言「立教大学」と題する今井寿道の文章に「『神と国家とのために』てふ大目的を以て經營し來たれる同大学の前途に確固不拔の使命あることを代表

するに値す」という文章を紹介している。また一九一九年度の大学卒業アルバムにはライフスナイダーによる「Pro Deo Et Patria」の書き込みがある<sup>26)</sup>。これによりこの標語が一九一九年頃には使われていたことが示される。しかし今井はパトリアを「国」ではなく、明白に「國家」と表現しており、パトリアが国家と概念的に区別して使われることに注意したい。

そして次に現れたのがライフスナイダーの一九二六年の年頭のメッセージである。ライフスナイダーはこのメッセージ中で徽章に描かれた図を説明して「紫色の楯は我等が各自が言語と行動によりて、帝国の威信を擁護すべきことを象徴する」といった。「帝国」とは大日本帝国を指すのであって、民族共同体を指すのではなかろう。以上の二例に見られるように、彼らはパトリアを国家と区別して使つていい。ここにこの標語が天皇制国家と癒着して使われる原因があろう。

前述のように、ライフスナイダーの一九四〇年の年頭メッセージは「祖国」(fatherland) の名で全学生、全校友に「新東亜建設」という国家が設定した課題への協力を呼びかけているのだ。ここでも祖国と国家の区別はなされていない。  
なぜこうなるのか。中沢は一九一九年の「立教大学設立の趣意書」にキリスト教主義により「知識を聖化して、

国家発展を補成する」という趣旨が記されていることに注目してこれを「『国のため』という線につながる大学

当局側の一般的意識」の現れと見た。また中沢は一九二二年九月に改正された立教大学学則の總則第一条に「國家に須要なる専門的學術の理論及び應用を教授し」とい

う一句が加わったことにも注目した。また一九二六年五月五日の立教中学の新築落成式でのライフスナイダー立教学院總理の「立教教育の本旨」と題する演述にも、「基督教主義に基づく人格教育」を強調するが、他方では「基督教主義を『種々の危険思想・過激思想の侵入』に対する『対応策』と見なしている点は、やはり期せずして国策の線にそっている観がある」という。<sup>29</sup>

中沢は以上のように考察して「神と国のために」の標語は、「実質的にもノン・クリスチヤンの学生や教職員がだんだんふえ、大学の世俗化が進行する一方、政府の国家主義的な文教政策の圧力が加わつてくる状況」への対応とみなした。<sup>30</sup> 塚田理も「立教大学が大学令に基づく大学として昇格し、新たな学則を制定して以来、大学を取り巻く日本の社会状況の中で「國のため」とは「天皇のため」、「皇國のため」を意味するものとして歩を進めていたことは否定できない」と、中沢と同様な見解を示した。<sup>31</sup>

他方、立教中学では一九二六年頃から小島茂雄校長が

入学式や卒業式のたびに神と国と天皇の三位一体論を唱え、また一九二五年頃から靖国神社臨時大祭の日には休校するという動きが始まつた。これは大学以上に深刻な事態といわねばならない。

立教中学では小島茂雄が校長になると、「神と国のために」の標語を携えて学園に立つようになり、入学式には「吾等が『神と國の為に』と云ふは此の天皇陛下の大御心を体し奉りて、神と國の為に尽すべき有為なる人材を作らむことを念願するものなりと云ふ意味の約三十分に亘る訓辭」をしたという。<sup>32</sup> 小島の後任として一九三六年に立教中学校長に就任した帆足秀三郎の回顧によるところ、「この標語は築地時代の卒業生は勿論知らぬと思ふ。震災後、現在の校舎が新築されるに当つて生れたものである」。<sup>33</sup> 中学校が築地から池袋新校舎に移つたのは一九二六年五月である。とすると小島は國を天皇制國家として「神と國のために」論を説いたのは一九二六年頃からのことになる。

ところが、小論の末尾に掲載した「年表 立教学院と靖国神社」にみられるように、一九二五年の靖国神社臨時大祭の日に立教中学は休校になり、以後これが慣例化し、一九三三年には臨時大祭に教員、生徒が靖国神社参拝を行ない、翌年からは大学が同様な処置を取るようになつた。一九二五年以前にこのようなことが始まつてい

た可能性もあるが、それ以前のことを記した史料が残されていないので判明しない。

中学校でなぜこのようなことが始まったのか。小島は一九三四年の中学校入学式の式辞で次のように述べた。

『神のため』といふ信念から真に『国家のため』に犠牲献身の出来るものが蓋し最上の愛国者であります。今日吾国の教育制度が整頓し普及するに及んで、却つて危険思想ににかぶれたる非爱国者の出現を見る

に至ったのは、恐らく教育と宗教とを分離した結果ならんとは、現下の輿論であります。（中略）吾国に於ては『天皇のため』と『國のため』と『神のため』とは三位一体不二であります。従つて神道は勿論儒教仏教基督教等の如き外来の宗教も亦我が文化に根づくにつれて自からかゝる『天皇』の観念を明徴にし、飽までこれを擁護せざるを得なくなるのであります。<sup>(24)</sup>

小島もまたライフスナイダーと同じく、キリスト教は天皇制国家にとつて危険思想ではなく、かえつて危険思想に対抗し天皇制国家に対する犠牲的精神を養うものだと、キリスト教の売り込みを行なつたのである。

他方、小島は「当局者が神社と宗教を区別してゐる」という論拠に立つて、神社を宗教の外におき、神社崇敬は「個別の家族は皇室を中心として國家てふ総合家族を成すといふ国民自□（覚か）」の上に築かれた国家の祖

先及び功労者に対する崇敬であるべきもの」と規定する<sup>(25)</sup>。この考え方からいえば、天皇制国家のために戦場で命を捧げた戦死者に対する崇敬は宗教の外の日本国民としての行為であり、キリスト教徒も愛國者であることを示す行為なのである。という以上に神への犠牲献身が出来るキリスト教徒こそが天皇制国家のための「名誉の戦死者」を崇敬できるということを示す行為であつたのである。

元田作之進は『基督教週報』第三四卷第一〇号（一九一六年一一月三日）の巻頭論文「立太子礼の盛典を奉祝す」で「世人較もすれば基督教を誣ひて我國体に合致し能はざるものかの如く言はんとす。此際吾人は事実に於て基督教徒なるが故に他に優りて君と國とに誠忠なる所以を示さざるべからず」と言つた。また同『週報』第八〇巻第三五号（一九四〇年一一月二二日）に掲載された「聖職の手紙」二千六百年奉祝記念事業には「耶穌教『にも』や『でも』ではない。耶穌教『でなければ』できない、皇國に対する『貢献』を、堂々と、見せることである」と記されている。

右のように、日本聖公会にはキリスト教は反國体的だと攻撃されるのを避けるために、天皇制国家に対して過剰忠誠を尽くそつとする姿勢がある。ライフスナイダーや小島も同じであつて、共産主義におびえる天皇制国家

にとつてキリスト教が有用であると説いて天皇制の抑圧から逃れようとした。これはキリスト教が天皇制に吸収される道だつた。こうした態度に加えてそのナショナリズムが重なり、戦時期には日本聖公会や立教学院は天皇制国家のアジア侵略への献身を説くところまで転落したのであろう。その結果、最終的には立教学院のキリスト教主義教育は天皇制によって完全に奪われてしまつた。

侵略戦争に協力した思想的負債の清算のために立教学院や日本聖公会のナショナリズムと天皇制国家との関係、植民地觀、日中戦争觀、国家觀など一つ一つがもつと厳密に検討されるべきである。一九三八年一一月一八日付けの『キリスト教週報』(第七七卷第一一号)の巻頭論文「耶蘇教と物の『あはれ』」には、「西洋文明に幻惑した時代は過去つた。日本の耶蘇教も、西洋文化の粹を緯とし、皇國文明の精を経として我が国民性にビタリと来る新衣装をばそろそろ考へる秋ではなからうか」という主張がなされている。ここでは国民性に合つたものとして考へられているのは日本の民衆文化ではなく天皇制ナショナリズムである。こうした主張が現れる点から見て、日本聖公会や立教学院の侵略戦争支持をすべて天皇制国家に強いられたものと解釈してよいのか、内なる天皇制的ナショナリズムが天皇制国家の侵略戦争を支えた面があつたのではないかという疑問を消すことがで

きない<sup>(6)</sup>。しかし、いま私にはそうした根本的問題を解明する準備はない。小論は戦後論じられることが少なかつた、または皆無だつた史実を今後研究すべき問題として提起し、自己の怠慢のために『百二十五年史』編纂で果たせなかつた責任の一端を果たすことだけを課題とした。

## 注

- (1) 「財團法人立教学院第三十五回理事会記録」
- (2) 「財團法人立教学院第三十六回理事会記録」および『Forth-The Spirit of Missions』December, 1941, Vol.106, No.12, p.15
- (3) 歴史学研究会編『日本史史料』5 現代、岩波書店、一九九七年、八二一八三頁
- (4) 歴史学研究会編前掲書、一〇一二頁
- (5) 『基督教週報』第八〇卷第一号、一九四〇年三月八日、七頁
- (6) 『基督教週報』第七九卷第一四号、一九四〇年二月二三日、六頁
- (7) 『基督教週報』第八〇卷第一号、一九四〇年三月八日、六頁

- (8) 『基督教週報』第八〇巻第六号、一九四〇年四月一  
二日、六頁
- (9) 日本聖公会歴史編纂委員会『日本聖公会百年史』  
日本聖公会教務院文書局、一九五九年、三七五頁。
- (10) (11) 『基督教週報』第八〇巻第二八号、一九四〇年六  
月二七日、六頁
- (12) 『基督教週報』第七一巻第二三号、一九二六年八月  
二二日、六頁
- (13) 『基督教週報』第六五巻第一三号、一九三三年一二  
月二日、五頁
- (14) 『基督教週報』第六八巻第一六号、一九三四年六月  
二二日、一頁
- (15) 韓哲羲『日本の満州支配と満州伝道会』日本基督  
教団出版局、一九九九年、五頁
- (16) (17) (18) (19) (20) (21) 中沢第一論文、一頁。中沢第二論文、六三頁  
なお、塚田理も「元来、『国』と訳されたパトリ  
ア (Patria) は祖国、母國などで表現される生まれ  
育つた土地という意味合いのラテン語で、必ずしも  
『国家』(英語の State) という意味ではない。英語  
のカントリー や ネーション (country, nation) に相  
当する」という(『日本におけるキリスト教学校』  
リトン、二〇〇二年、四四頁)
- (22) 立教学院史資料センターの豊田雅幸氏のご教示に  
よる。
- (23) 中沢第二論文、六三頁。中沢がここに引用したラ  
イフスナイダーの演述の引用部分をその趣旨をより  
明確にするために省略しないで引用すれば次のよう  
である。
- 「現下日本の憂の一は種々の危険思想、過激思想の  
侵入である。畏くも聖上陛下を初め、為政者は勿論、  
其他心ある者は皆之を憂て居る。之が対応策は実に  
健全なる基督教主義の鼓吹である。」(『百二十五年  
史』資料編、第一巻、二六九頁)
- これは一九二五年に治安維持法を制定した天皇制  
国家に対してキリスト教が反共主義として有用だと  
力説して基督教を天皇制国家に積極的に売り込むこ  
とで天皇制国家による基督教抑圧から身を守ろうと
- (24) 『基督教週報』第七七巻第一二号、一九三八年八  
月二六日、三頁
- (25) この論文は『立教学院史資料室たより』第四号  
(一九七九年五月) に採録された。

したものと考える。私はこの意味でこの演述は中沢  
が考えた以上に深刻な意味をもつていると考える。

(24) 中沢第二論文、六四頁

(25) 塚田理前掲書、五七頁

(26) 瀧本豊之輔「立教精神の反省」『立教学院学報』  
第二卷二月号、一九三五年一月、五頁

(27) 帆足秀三郎「立教中学を語る」『立教学院学報』  
第三卷一〇月号、一九三六年一〇月、八頁

(28) 『立教学院学報』第一卷六月号、一九三四年六月、  
七〇八頁。『一二五年史』資料編、第一卷、六五、  
六六頁

(29) 小島茂雄「神社問題に就いて」『基督教週報』第  
四一卷第二〇号、一九二〇年七月一六日、三頁

(30) 塚田理は『日本聖公会百年史』がアジア・太平洋  
戦争の時期を「日本聖公会の受難時代」と位置づけ  
たのに対して、「果たしてこれをただ『受難時代』  
としてだけ受けとめることで済むものであろうか」  
と問い、キリスト教が天皇制国家と妥協した要因を  
点検した（『天皇制下のキリスト教－日本聖公会の  
戦いと苦難』新教出版社、一九八一年、九〇一  
一頁）。筆者はこの視角に賛成する。

# 年表 立教学院と靖国神社

①〔 〕内の文は編者の補注である。②年表に掲載した文章は原文のままである。

|       |       |      |   |
|-------|-------|------|---|
| 一九二五年 | 四・二八  | 【中学】 | 靖国神社臨時大祭につき休校。(『いしづえ』第9号、発行年月不明、4頁)   |
| 一九二八年 | 四・二六  | 【中学】 | 靖国神社臨時大祭につき休校。(『いしづえ』第15号、一九二九年七月、3頁)   |
| 一九三〇年 | 四・三〇  | 【中学】 | 靖国神社大祭につき休校。(『いしづえ』第13号、一九二八年七月、2頁)   |
| 一九三一年 | 四・三〇  | 【中学】 | 靖国神社祭につき授業第二时限。(『いしづえ』第17号、一九三〇年七月、3頁)  |
| 一九三一年 | 一〇・二三 | 【中学】 | 靖国神社例祭につき授業二时限。(『いしづえ』第18号、一九三一年二月、3頁)  |
| 一九三一年 | 一〇・三〇 | 【中学】 | 靖国神社例祭につき授業第二时限。(『いしづえ』第19号、一九三一年七月、4頁)   |
| 一九三一年 | 一〇・二三 | 【中学】 | 靖国神社例祭につき授業第二时限。(『いしづえ』第20号、一九三一年二月、2頁)   |
| 一九三一年 | 一〇・二七 | 【中学】 | 靖国神社臨時大祭につき休校。(『いしづえ』第21号、一九三三年七月、2頁)   |
| 一九三一年 | 四・二七  | 【中学】 | 靖国神社例祭につき授業二时限。(同右、同頁)  |
| 一九三一年 | 四・三〇  | 【中学】 | 靖国神社例祭につき授業二时限。(同右、同頁)  |
| 一九三一年 | 四・二三  | 【中学】 | 靖国神社臨時大祭につき休校。午前六時五年生及四年生以下有志生徒、児島大尉指揮の下に正式参拝。小島、帆足、花房、鈴木諸氏参列。(『いしづえ』第23号、一九三三年七月、2頁) |
| 一〇・二三 |       | 【中学】 | 靖国神社例祭につき授業第二时限。(『いしづえ』第24号、一九三四年二月、2頁)   |

一九三四・四・二七 [大学]

靖国神社臨時大祭につき休業す。尚ほ当日予科学生代表は午前九時靖国神社広場に集合の上参拝す。(『立教学院学報』第1卷6月号、一九三四年六月、17頁)

[中学]

靖国神社臨時大祭につき、全校生午前五時半参拝。授業なし。(『いしづえ』第25号、一九三四年七月、3頁)

四・三〇

[中学]

靖国神社例大祭につき休校。(同右、同頁)

一〇・二三

[中学]

靖国神社秋季例祭につき休校。(『いしづえ』第26号、一九三五年一月、2頁)

一九三五・

四・二七

[中学]

靖国神社臨時大祭につき、午前五時半、全校生徒参拝(『いしづえ』第27号、一九三五年七月、2頁)

四・三〇

[中学]

靖国神社例(大)祭につき休校。(同右、同頁)

一〇・二三

[中学]

靖国神社秋季例(大)祭につき休校。(『いしづえ』第28号、一九三六年一月、2頁)

一九三六・

四・二七

[大学]

靖国神社臨時(大)祭につき臨時休業。(『立教学院学報』第3卷5月号、一九三六年五月、11頁)

一〇・二三

[中学]

靖国神社臨時大祭につき、午前六時、全校生徒並職員参拝。(『いしづえ』第29号、一九三六年七月、3頁)

一〇・二三

[中学]

靖国神社大祭につき休校。(『いしづえ』第30号、一九三七年二月、2頁)

一九三七・

一〇・二三

靖国神社例祭につき休校。(『いしづえ』第32号、一九三八年二月、2頁)

一〇・二六

[大学]

御真影奉戴記念奉拝式を挙行し、それに先立ち同日午前八時教職員学生二班に分れ明治神宮、靖国神社に参拝せり。(『立教学院学報』第4卷第9号、一九三七年二月、10頁)

一二・一四 [中学]

授業三时限。午後三時より全校職員生徒一同、南京陥落奉祝提灯行列を催し、宮城前にて聖寿万歳を三唱。次いで海陸兩省、大本營を巡訪。靖国神社前にて午後七時半解散。(『いしづえ』第32号、一九三八年二月、3頁)

一九三八・四・二五 [中学]

全校生徒は午前六時大村益次郎銅像近くに集合し、小林氏の指揮にて靖国神社に参拝

せり。『立教学院学報』第5卷第5号、一九三八年五月、18頁)

四・二六 【中学】 午前六時、靖国神社臨時大祭につき全校参拝。(『いしづえ』第33号、一九三八年七月、2頁) (二五日が正しいのか、二六日が正しいのか、判定不可能)

【大学】 靖国神社臨時大祭につき謹んで授業を休講せり。(『立教学院学報』第5卷第5号、一九三八年五月、17頁)

四・三〇 【大学】 学長以下教授、学生は靖国神社大祭のため午前八時同神社に参拝せり。(『立教学院学報』第5卷第5号、一九三八年五月、17頁)

一〇・一九 【中学】 午前六時を期し、三、四、五年級は靖国神社参拝。一、二年級は校庭に集合、靖国神社遙拝をなす。授業なし。(『いしづえ』第34号、一九三九年三月、3頁。『立教学院学報』第5卷第9号、一九三八年一〇月、12頁)

【大学】 靖国神社臨時大祭につき臨時休講す。(『立教学院学報』第5卷第9号、一九三八年一〇月、11頁)  
【大学】 御真影奉戴記念日につき、教職員及学生代表は夫れ夫れ明治神宮及び靖国神社に早朝参拝し、午前十時より第廿四番教室にて記念式を挙行す。(同右、同頁)

一九三九・四・二十五 【中学】 靖国神社臨時大祭につき、午前十時、遙拝式挙行。(『いしづえ』第35号、一九三九年七月、2頁)

一〇・二〇 【中学】 靖国神社臨時大祭につき、午前十時、遙拝式挙行。(『いしづえ』第36号、一九四〇年三月、2頁)

靖国神社大祭につき臨時休校。(同右、同頁)

一九四〇・四・二五 【中学】 午前十時十五分、全校職員生徒、靖国神社遙拝、授業無し。(『いしづえ』第37号、一九四〇年七月、2頁)

四・三〇 【中学】 靖国神社例(大)祭につき臨時休校。(同右、同頁)  
七・七 【中学】 支那事変第三周年に際し四年級以下、午前七時三十分登校。「支那事変一周年ニ賜リタ

ル詔書」「紀元二千六百年紀元節ニ当リ賜リタル詔書」捧読式挙行。五年級は、日比谷公園に於ける東京府主催「支那事変三周年記念捧読式」並に武装行軍、靖国神社参拝参加。(同右、3頁)

一〇・一八 【中学】  
一九四一年三月、3頁

一九四一・四・二五

【中学】

午前十時十五分、全校職員生徒、靖国神社臨時大祭につき遙拝式挙行。授業なし。

(『いしづえ』第39号、一九四一年二月、2頁)

一〇・三〇

【中学】

靖国神社例祭につき休校。(同右、同頁)

一〇・二三

【中学】

靖国神社例祭につき休校。(同右、同頁)

一二・一〇

【中学】

帆足校長、全校を代表して靖国神社参拝。(『いしづえ』第40号、一九四三年三月、2頁)

一九四一・四・二五

【中学】

靖国神社臨時大祭につき午前十時、遙拝式挙行。(『いしづえ』第40号、一九四三年三月、3頁)

四・二七

【大学】

葉若葉萌える九段の神苑に、永久に神鎮まる護国の英靈に敬虔なる祈りを捧げ、大東

亞戦争の完遂を誓つた。(『立教大学新聞』一九四二年五月一日、1面)。  
靖国神社臨時大祭につき休校。(『いしづえ』第40号、一九四三年三月、5頁)

一〇・一六

【中学】

午前七時半、大東亜戦争一周年記念式挙行。後、帆足校長学校を代表して宮城奉拝、

明治神宮・靖国神社参拝。(『いしづえ』第40号、一九四三年三月、5頁)  
午前八時、全校、馬場先門集合、宮城奉拝、靖国神社・明治神宮参拝。(『いしづえ』第41号、一九四四年五月、44頁)

一九四三・二・一

【中学】

午前七時四十分、全校、馬場先門集合、宮城奉拝、靖国神社・明治神宮参拝。(『いしづえ』第41号、一九四四年五月、45頁)

四・二

【中学】

午前七時四十分、全校、馬場先門集合、宮城奉拝、靖国神社・明治神宮参拝。(『いしづえ』第41号、一九四四年五月、45頁)

四・二四

【中学】

靖国神社臨時大祭につき遙拝式挙行。(『いしづえ』第41号、一九四四年五月、45頁)

## 備考

- (1) 『いしづえ』第9号以前の前身『塔影』は残されていないので、一九二五年以前に遡つて靖国神社との関係を明らかにできない。
- (2) 『いしづえ』第10号掲載の一九二六～一九二七年の学校日誌、第11号掲載の一九二七年の学校日誌、第12号掲載の一九二七～八年の学校日誌、第14号掲載の一九二八年七月～一九二九年二月の学校日誌、第16号掲載の一九二九年六月～一九三〇年二月の学校日誌には靖国神社関係の記事はない。
- (3) 一九三七年四月二七日の靖国神社臨時大祭には例年のように立教中学職員・生徒が参拝したと思われるが、『いしづえ』第31号（一九三七年七月）に学校日誌が欠けているので不明。

〔以後、日本の降伏までの立教学院と靖国神社との関係は史料が見当たらないので不明〕

一〇・一六 【中学】 靖国神社臨時大祭につき休校。（『いしづえ』第41号、一九四四年五月、47頁）

一九四四・一・四 【中学】 午前八時半、全校、馬場先門集合。宮城前にて軍人に賜りたる勅諭捧読式挙行。終つて靖国神社・明治神宮参拝。（『いしづえ』第41号、一九四四年五月、48頁）